

2024年5月31日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/5)

Contents

- I. 公取委によるグリーンガイドラインの改定
- II. 2024年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

I. 公取委によるグリーンガイドラインの改定

弁護士 矢上 浄子 / 弁護士 酒寄 里彩

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、グリーン社会の実現に向けた事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)の取組を後押しすることを目的として、2023年3月31日付けで「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(以下「グリーンガイドライン」という。)を策定した。グリーンガイドラインは、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に見直しを行うことが想定されており、2023年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び同年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」でも、グリーンガイドラインについて更なる明確化を行うことが政府の方針として明記された。

このたび公取委は、これまでの具体的な相談事例や事業者等との意見交換、パブコメの結果等を踏まえ、2024年4月24日にグリーンガイドラインを改定した。本改定においては、事業者等の取組が独占禁止法上問題となるかについての公取委の考え方が追記・補足されたほか、具体的な想定例が8件追加されている。本稿では、グリーンガイドラインの基本的考え方、共同の取組、優越的地位の濫用及び企業結合に関する改定の概要を俯瞰する。

1. 基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益をもたらすことが期待されるため、独占禁止法上問題とならないことが多い。他方、事業者等の上記取組が、

事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合には、独占禁止法上問題となる。また、事業者等の取組に競争制限効果と競争促進効果がいずれも見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性(より制限的でない他の代替的手段があるか等)を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される。

本改定では、以上の枠組みのもと、「独占禁止法上問題となる行為」として挙げられている想定例であっても、情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素を考慮し、事業者等からの説明も踏まえ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、独占禁止法上問題ないと判断し得ることが示された。

2. 共同の取組

(1) 検討枠組み

グリーンガイドライン 7 頁の「検討フローチャート」では、共同の取組が独占禁止法上問題となるかの判断枠組みが図示されている。本改定では、かかる判断枠組みで、競争制限効果をもたらす行為であっても、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新や技術開発等のために必要な共同の取組で、より競争制限的でない他の代替手段がない場合であって、競争制限効果が限定的であり、競争の実質的制限が生じない場合には、独占禁止法上問題とならないという点が追加された。

また、共同の取組が競争の実質的制限を生じないといえるかについては、個別事案ごとに、事業者の市場シェア、競争者の状況、海外からの輸入圧力、新規参入圧力、隣接市場や需要者からの競争圧力等の要素を総合的に考慮して検討されることが明記された。

これらを踏まえ、以下のとおり、独占禁止法上問題とならないと考えられる共同の取組の想定例が追加された。

行為類型	独占禁止法上問題とならない場合(想定例 15、16)
競争者との 情報交換	商品 A の製造販売業者である事業者らが、製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、商品 A の共同生産を検討し、検討に当たって各社の商品 A の生産数量について情報交換を行ったが、各社の人員等の状況から <u>情報遮断措置</u> を採ることは不可能であり、より制限的でない他の代替手段がない。また、商品 A の製造販売業者として他に有力な競争者が複数存在し、商品 A の需要者の購買力は強く、かつ、商品 A の隣接市場からの競争圧力が強い。
生産設備の 共同廃棄	商品 A の製造販売業者である事業者が、製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、他の商品 A の製造販売業者と共同して生産設備の転換を行うことが必要と判断した。 <u>より制限的でない他の代替手段がない</u> ため、共同する事業者と相互に連絡を取り合い、生産設備の廃棄時期や廃棄する設備の対象を決定した。なお、商品 A の製造販売業者として他に有力な競争者が複数存在し、かつ、商品 A の海外からの輸入の競争圧力が強い。

(2) 情報交換における考え方

本改定では、共同の取組を検討するに当たり、事業者間で相互に価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常独占禁止法上問題とならないという考え方が示された。

これを踏まえ、以下のとおり、独占禁止法上問題とならないと考えられる情報交換の想定例が追加された。

行為類型	独占禁止法上問題とならない場合(想定例 8)
情報遮断措置を講じた情報交換	<p>商品 A の製造販売業者であり、製造に係る一部設備を共有している事業者らが、製造過程で排出される温室効果ガス削減に向け、商品 A の原材料を切り替えることを検討するため、商品 A の生産数量等の重要な競争手段に関する情報を共有する必要性が生じた。そこで、以下の情報遮断措置を採ることにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各社の営業部門の担当者を含まない特別チームのみで重要な競争手段に関する情報を収集・分析 ・各社の意思決定のためにやむを得ない場合には、情報の提供者が分からないよう加工した上で、必要な者のみに共有 ・意思決定に関与する者に対し、当該情報の目的外利用を禁止

3. 優越的地位の濫用

事業者が、サプライチェーン全体における温室効果ガス削減に向けた取組を行う際に、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、取引の相手方に対し、温室効果ガス削減を目的とした要請を行い、その実現のために必要なコスト負担を考慮せず対価を一方的に定める行為や、経済上の利益を無償で提供させる行為は、優越的地位の濫用として問題となることがある。

本改定では、以下のとおり、独占禁止法上問題とならないと考えられる価格交渉の想定例が追記された。

行為類型	独占禁止法上問題とならない場合(想定例 70)
貨物輸送の発注における非化石エネルギー自動車の利用要請	<p>商品 A の製造販売業者 X は、貨物輸送事業者 B に対して、輸送に当たって排出される温室効果ガス削減のため、非化石エネルギー自動車での貨物輸送に限定した発注を行い、非化石エネルギー自動車の導入費用も含む見積書の提出を B に要請した。X は、B とかかる見積書について協議を行い、減額を求める際にはその合理的な理由を説明し、一方的な対価決定とならないよう十分な協議を行った。</p>

4. 企業結合

企業結合審査においては、需要者がどの範囲の供給者から商品又は役務を調達できるかという観点から「一定の取引分野」の範囲が画定され、かかる範囲における、企業結合による競争の実質的制限の有無が検討される。一定の取引分野は、取引の実態に応じ、一つの商品について重層的に成立することがある。例えば、温室効果ガス削減等に寄与する商品を選好する需要者にとって既存商品と代替的でない新規商品については、既存商品とは区別して、重層的に一定の取引分野が画定され得る。本改定では、このような場合において、新規商品の市場と既存商品の市場が隣接市場として相互に競争上の影響を及ぼし得ることが示された。

これを踏まえ、以下のとおり、独占禁止法上問題とならないと考えられる企業結合の想定例が追加された。

行為類型	独占禁止法上問題とならない場合(想定例 78)
隣接市場からの競争圧力により問題がないと判断される水平型企业結合	<p>商品 A の製造販売を行う事業者ら(市場シェア 100%)が、商品 A と類似の効用を持ち、製造過程において排出される温室効果ガスが大幅に削減できる商品 B の製造のため、投資能力の強化や事業の効率化を目指し合併することとした。</p> <p>商品 B については、<u>有力な競争事業者が複数存在し</u>、商品 A から商品 B への切り替えが進んでいることから、商品 A の市場には<u>隣接市場である商品 B の市場からの競争圧力が強く働いている</u>。さらに、商品 A の<u>需要者からの競争圧力も認められる</u>。</p>

5. 今後の展望

以上から分かるとおり、本改定は、グリーン社会の実現に向けた取組に関する独占禁止法上の検討が、当該取組の特殊性を踏まえ、従前の枠組みに比べてより柔軟になされ得ることを示すものである。想定例の掲載数も増え、具体的な場面で事業者等が採り得る行動についてより多くの選択肢が示されており、事業者等の活動を後押しする内容となっていると評価できる。

もっとも、グリーンガイドラインはなお確立した判断枠組みを示すものではなく、今後も市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続した見直しが想定されている。そのため、事業者等がこのような取組を進めるに当たっては、グリーンガイドラインを参照しつつも、個別の事情に基づいて公取委に相談しながら進めることが望ましい。また、公取委からも、引き続き相談事例の公表等を通じたより積極的な情報開示がなされるべきであろう。

II. 2024年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年2月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第3回 知的財産法×独占禁止法—役務委託取引ガイドライン、標準化パテントプールガイドラインと知財実務
2024年5月（著:[清水 亘](#)、[石田 健](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ アルゴリズムの変更が独占禁止法に違反しないとされた事例 -食ベログ事件控訴審 -東京高判令和6・1・19
2024年5月（著:[中野 雄介](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 知っておきたい 取引先企業の価格転嫁へのアプローチサポート/1 発注・受注企業の関係性と価格転嫁交渉における留意点
2024年5月（著:[石田 健](#)）経済法令研究会
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2024 (Japan Chapter)
2024年4月（著:[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)）
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Japan: Evolving JFTC cartel regulation continues to target unreasonable restraint of trade
2024年4月（著:[山田 篤](#)）Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第2回 知的財産法×独占禁止法—共同研究開発ガイドラインと知財実務
2024年4月（著:[清水 亘](#)、[石田 健](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Inspections in 25 Jurisdictions – Japan Chapter
2024年3月（著:[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)）Concurrences
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Panoramic – Dominance 2024 (Japan Chapter)
2024年3月（著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第1回 知的財産法×独占禁止法-ライセンス契約と知財利用ガイドライン
2024年3月(著:[清水 亘](#)、[石田 健](#)) 有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ デジタル・エコシステムをめぐる法的視座 独占禁止法・競争政策を中心に
2024年2月(共著:[矢上 浄子](#)) 日本評論社

- ◆ Merger Control Comparative Guide 2024: Japan
2024年2月(著:[金子 涼一](#)、[本郷 あずさ](#)) Mondaq
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

以上

III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 Edition)
[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[西向 美由](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2024
分野の評価: Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Global Elite – Japan
Competition –Under 45– Partners: [臼杵 善治](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2024
分野の評価: Competition/Antitrust (Band1)
[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 矢上 浄子 (kiyoko.yagami@amt-law.com)
弁護士 酒寄 里彩 (risa.sakayori@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com